

隠岐の島町運動公園の使用にあたって

- 必ず使用前に、使用許可申請書に必要事項を記入の上、提出して下さい。
無断で使用しないでください。
※使用年月日、使用団体、連絡先、使用場所、ナイターの有無、人数など
- ナイター利用期間は、4月～10月までで、使用時間は、原則として午後6時30分から午後10時の間とします。但し、月曜日は午後5時までです。
- 運動公園にて、大会・イベントを開催される場合は、事前に申し出てください。
- 所定の場所以外での喫煙は絶対に行わないでください。火災の原因となります。
※グラウンド内は、喫煙禁止です。
- 貴重品の管理は各自でお願い致します。
※被害にあわれた場合は、当施設は責任を負いかねますのでご了承ください。
- 施設・設備等の破損がおこった場合は、必ず体育館職員・事務室へ申し出て下さい。
- 活動終了後は、清掃（グラウンド整備）を行い使用した用具は元の場所に整頓してください。
- 次の団体に迷惑がかかりますので、使用終了時間を厳守して下さい。
※片付け・清掃の時間も考慮して活動してください。
- その他、当施設の管理運営上支障をきたす行為はしないでください。
- キャンセルされる場合は、2日前までであれば、使用料は発生いたしませんので、お早めにご連絡ください。
2日前までとは、利用当日、利用1日前（ここまで使用料発生）のこととなります。なお、天候の関係で利用できない場合は、使用料は発生いたしません。

※上記事項が守られない場合や、体育館職員の指示に従えない場合は利用を中止させていただくこともございます。ご注意ください。